

2. 被扶養者の認定基準

『被扶養者』として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であり(民法上の親族と同一ではありません)、**主として被保険者の収入で生計を維持している**ことが必要です。

さらに**同一世帯***が要件とされる親族もあります。

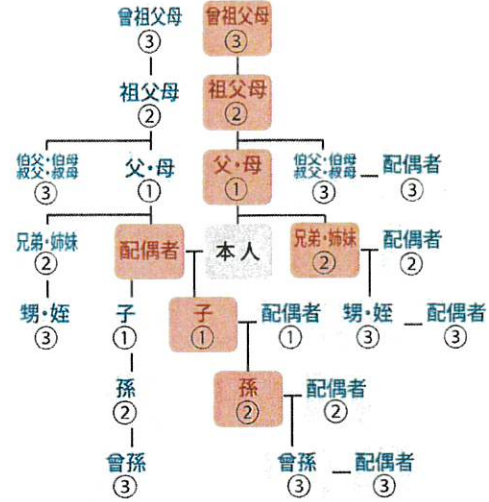
※同一世帯とは、「被保険者と居住および家計を共同にすること」をいいます。二世帯住宅などで同居していても、住民票を世帯分離している場合は別居となりますので、同一世帯とは認められません。

※被保険者が社命による単身赴任の場合は、同居扱いとします。

被扶養者が別居している場合

被保険者は、別居している被扶養者に毎月生活費を送金している必要があります。ただし、就学に伴う別居は、「学生証(コピー)」の提出をもって送金確認不要とします。

75歳以上の高齢者は後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、健康保険の被扶養者にはなれません。



■ ……同・別居可 ① ……1親等
 ……同居が条件 ② ……2親等
 ……同居が条件 ③ ……3親等
 ※配偶者は内線の方を含みます。

認定対象者の収入の限度

厚生労働省の通達により、次の①②の両方の条件を満たしていることが必要です。

① 金額

※年間収入、月額を両方を満たしていることが必要となります。

被扶養者の年齢など	年間収入 / 月額(給与・年金など)
60歳未満の場合	130万円未満 かつ 108,334円未満
60歳以上の場合	180万円未満 かつ 150,000円未満
障害年金受給の場合	180万円未満 かつ 150,000円未満

② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の 年収の1/2未満 であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者からの 送金額未満 であること

国内居住要件 ※2020年4月より改正

健康保険法第3条7項等の法改正被扶養者等の要件に国内居住要件が追加されました。

現在、日本国内に住所を有しない被扶養者は、2020年4月1日の施行に伴い、被扶養者の要件に該当しくなくなります。

※日本に居住していない被扶養者のうち、海外において留学をする学生等の日本に生活の基礎があると認められる被扶養者については、例外的に国内居住要件を満たすこととなりますが、届出が必要となります。

被保険者が他の人と共同して調査対象者を扶養している場合の、優先扶養義務者

被保険者と被扶養者の続柄	共同扶養者(優先扶養義務者)
子	被保険者の配偶者
父	母・被保険者の配偶者・兄弟姉妹
母	父・被保険者の配偶者・兄弟姉妹
兄弟姉妹	父母・その他兄弟姉妹
祖父母	祖父母・父母・兄弟姉妹
義父母	被保険者の配偶者・義父母
義兄弟姉妹	配偶者の兄弟姉妹
孫	孫の父母・被保険者の配偶者

(例)下記の場合、*の方の「所得証明書(原本)」または「課税(非課税)証明証(原本)」が必要となります。

※被保険者から見た場合の続柄記載

(例)被保険者と被扶養者が同居している場合



(例)被保険者と被扶養者が別居している場合

